

# 学ぼう権利！使おう権利！④〇

## 働くうえでのきまりを学ぼう～給特法の問題点②～



 教員には、時間外勤務手当が支払われないよね。

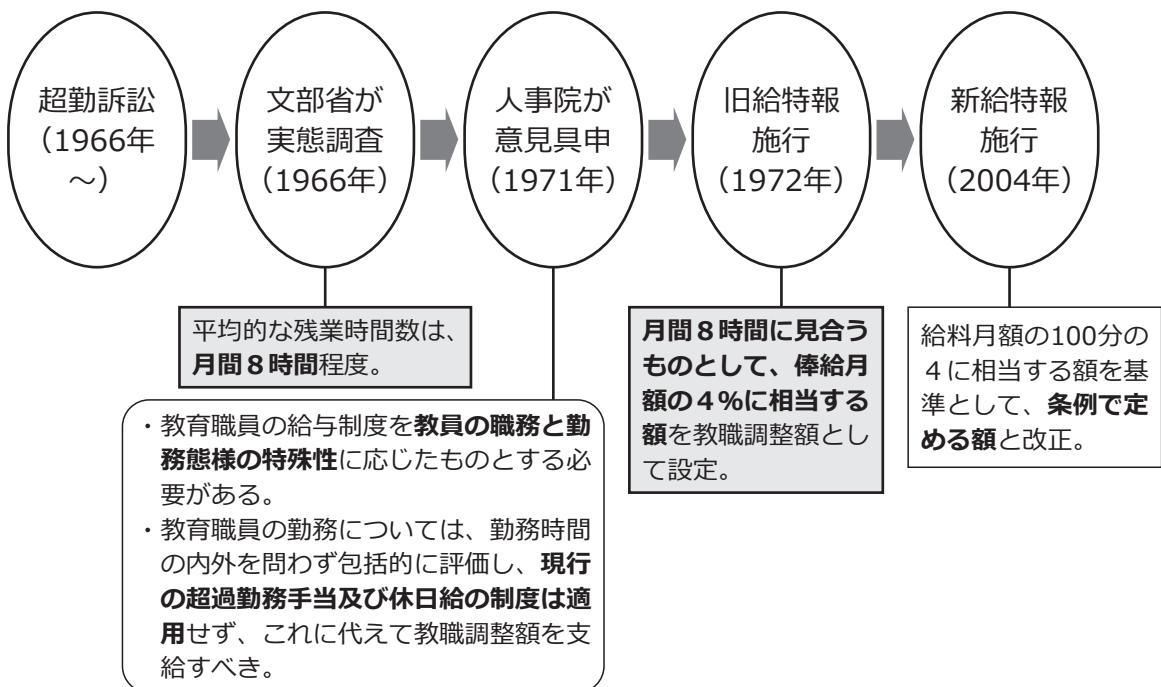
それは給特法で定められているウシ。教員には、教職調整額として勤務時間の長短にかかわらず給料月額の4%が支払われているウシ。

給特法によって、教員を定額で働かせ放題になっているね。給特法はやっぱり廃止！

どうして4%なの？

詳しくはこれを見るウシ。

## 給特報ってなぜできたの？



日本教職員組合『Q & A 教職員の勤務時間』より

 当時と現在では、教員の時間外労働の実態は違うよね。でも、いくら教職調整額が増えても、多忙化や長時間労働で、命や健康が犠牲になるのは嫌だよ。

給特法で時間外勤務手当を支払わなくていいと定められていることで、勤務時間の把握や管理がおろそかになり、無定量の時間外勤務や休日勤務が放置されているウシ。